### 国際協力機構(JICA)



# News

## ベトナム事務所



第 141 号 (2020 年 8 月号) 2020 年 8 月 28 日発行

## 人身取引を防ぐために 日本とも無縁ではない人権侵害に対する JICA の協力





「ホットライン 111」の動画が新しくなりました。 動画 1: ホットライン 111 の支援対象は、人身売買される子どもたちです。

7月30日は国連が定めた「人身取引反対世界デー」です。同日、公安省主催の記念イベント(ゲアン省ビン市)に JICA も協賛しました。

人身取引について世界の関心も高まるなか、本記事ではこの機会に併せ、JICAの取り組みを紹介します。

### 1. 人身取引対策で協力する意義

<u>「日本と世界での人権侵害を防ぐ」</u>

人身取引や人身売買と聞いても、縁遠い出来事のように思われるかもしれませんが、日本にとって決して 他人ごとではありません。米国政府は毎年「人身取引 報告書」で各国の取り組みを評価していますが、日本は今年、4段階中、落第評価である「段階2(Tier2)\*'」に格下げとなりました。その理由として、移住労働者の強制労働や、JK ビジネスと称される女子高生らによる接客ビジネスなどの少女売春の対策が不十分であることが挙げられています。また、暴力や詐欺によって人を商品のように扱う人身取引は、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害であり、「人間の安全保障」を外交の柱に掲げる日本にとっても見過ごせない課題です。

#### 【巻頭】

・日本とも無縁ではない人権侵害に対する JICA の協力

#### 【成長と競争力強化】

- ・「ホーチミン市都市鉄道1号線」運転士訓練プログラム 開講式典を開催
- ・「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」 第1回合同調整委員会(JCC)をオンラインで開催

#### 目次

#### 【ガパナンス強化】

1 ・円借款「海上保安能力強化事業」貸付契約の調印

#### 4

#### 【その他】

3 · Voice of Volunteer 0B/0G JICA ベトナム事務所ホーチミン出張所 田島 久 2 (平成 11 年 2 次隊 ・デザイン、ホーチミン市文化芸術学校)

1

#### 2. 人身取引対策での協力の経緯 「メコン地域を中心とした支援」

世界の人身取引被害者は 4,030 万人 (2016 年) で、その 7 割以上が弱い立場にある女性・少女と推定されています (UNODC, 2018 年)。強制労働による利益が年 1,500 億ドル (ILO, 2014 年)であるなど世界で高い需要があるうえに、被害者の認知や加害者の有罪判定が難しく\*²、人身取引は麻薬犯罪に比肩する越境問題といえます。

特に東南アジアでは、インフラ整備が進み輝かし い経済発展を遂げる一方、国家間や国内で広がる経 済格差から、国内外の労働移動が発生し、それに伴 う組織犯罪が活発化しています。人身取引もそのう ちの一つで、中でもメコン地域の人身取引問題が複 雑であるとして、2000年には国連機関合同プロジェ クト(UNIAP)が始まり、多国間協力が本格化しまし た。日本でも1970年代からアジアへの買春ツア一等 が問題となっており、2004年「人身取引報告書」で 監視対象国(Tier2 Watch List)となったことか ら、国内における取り組みを強化するようになりま した。このような国内外の流れの中、JICA はメコン 地域における情報収集・調査を2005年から行い、そ の後タイ、ミャンマー、ベトナムで被害者の保護・ 社会復帰に関する技術協力を立ち上げ、支援を続け てきています\*3。また東南アジア諸国を対象に、日 本での研修も行ってきています。

# 3. ベトナムでの人身取引対策の協力 「予防のためのホットライン」

ベトナムでは、海外労働や国際結婚の過程で、仲介業者や友人に騙されて人身取引被害に遭う事件が増加しています。また被害者の8割以上が中国に渡っているのが特徴です。

JICA は、ベトナム政府の要望を受け、現在、技術協力「被害者支援およびカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」(2018~2021 年)\*<sup>4</sup>を行っています。このプロジェクトでは、ホットラインの機材整備・広報に始まり、電話を受け取る相談員への研修、各地域の警察やソーシャルワーカー等との連携強化、被害者支援に関する法令改定支援も行っています。今では、日本の110番のように、「ホットライン111番」がベトナム全国どこからでもいつでも掛けられるようになり、ホットラインを通じて救われた方々も多くいます。

コロナ禍で人の移動が困難になった現在でも、密

入国等が前提となっている人身取引の被害者数は減少するわけではなく、むしろ不況等により益々苦しい立場に追い込まれた人々の弱みに付け込み、被害が増加する恐れのほうが大きくなっています。

人身取引の被害者である女性や子ども、男性では、必要とする支援がそれぞれ異なり、被害者を生み出しやすい社会の状況を見詰め、それぞれに寄り添った支援を行うことが重要です。人身取引の被害者を1人でも減らすことが出来るように、対策の更なる強化や支援が求められています。



7月30日、公安省主催の記念イベントでキャンペーン行進を実施

★ホットライン 111 の新しい動画を Facebook で紹介しています



動画 2: ホットライン 111 の 支援対象は、売春の目的で人 身売買される女性です



動画 3:ホットライン 111 の 支援対象は強制労働の目的 で人身売買される成人です

\*1:報告書では、各国別の状況を取組みが進展している順に「段階 1 (Tier 1)」、「段階 2 (Tier 2)」、「段階 2 において、特に監視対象となる国々(Tier 2 Watch List)」、「段階 3 (Tier 3)」の計 4 段階に格付け。段階 2 には、イラクやシエラレオネ、ホンジュラスなど89 か国が挙げられています。「人身取引報告書」が発行開始された2001年以来、日本は2018,19年を除いてずっとティア 2 以下に位置付けられてきました。

\*2: 2020 年「人身取引報告書」によれば、2019 年の世界での人身取引について、起訴件数 11,605 件、有罪判決 9,102 件、認定された被害者数 105,787 人であり、実際の被害者数よりもずっと少ない。

\*3:メコン地域での取り組み (JICA 広報誌 mundi2019 年 3 月号) https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1903/ku57pq00002j515h -att/05.pdf

\*4: https://www.jica.go.jp/project/vietnam/047/index.html 参孝:

・井上きみどり「日本とアジアの絆をたどる旅〜日本も無関係ではないアジアの人身取引〜」 (JICA ホームページ掲載のマンガ) https://www.jica.go.jp/nantokashinakya/member\_reports/35\_kimid ori laosvietnam01 01.html

・月報でも人身取引対策について紹介しています。

https://www.jica.go.jp/vietnam/office/others/monthly.html

- 2019年8月号『世界反人身取引デーキャンペーンイベント
- 2019 年 7 月号 人身取引ホットライン
- 2019年12月号課題別研修『アセアン諸国人身取引対策協力促進』

成長と競争力強化

### ホーチミン市都市鉄道1号線 運転士訓練プログラム開講式典を開催



運転士訓練プログラム開講式

7月 15 日、ホーチミン市にて、JICA の支援する円借款・技術協力「ホーチミン市都市鉄道建設事業 (ベンタイン-スオイティエン間 (1号線))」の運転士訓練プログラムの開講式典が行われ、運転士候補生総勢 58 名が参加しました。

開講式では、唯一の女性運転士候補生が全候補生を代表し、厳粛な雰囲気の中、「ここにいる全ての候補生が、成長を続けるホーチミン市の発展に必要な、安全な公共交通を提供する都市鉄道事業に貢献できることを誇りに思う。訓練プログラムの先生及び関係者に対し、訓練プログラムを勤

勉に受講した上で、運転士テストに必ず合格するための努力と、その決意を約束する」と、力強くスピーチを述べました。

訓練プログラムは、開講式典の翌週から、ベトナム鉄道学校(Vietnam Railway College)にて開始されました。候補生は座学と実地訓練の両方を受講し、12ヶ月に及びプログラム完了の後、運転士試験を受けることになります。ホーチミン市が目標に掲げる 2021 年 12 月末の開業に向け、全ての候補生が運転士資格を得られることを期待しています。

JICA は、円借款事業\*'である都市鉄道1号線のコンサルタントサービス及び、技術協力事業\*'を通じ、運転士の訓練プログラムへの支援を行っていくと共に、都市鉄道運営に必要な駅長・駅員・発車係・保守要員の訓練についても、引き続き協力していきます。

\*1 円借款「ホーチミン市都市鉄道建設事業(ベンタインースオイティエン間(1 号線))」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\_VN11-P7\_1\_s.pdf

\*2 技術協力「ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト」

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/051/outline/index.html







成長と競争力強化

#### With コロナの新しい取り組み

### <sub>技術協力</sub>「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」 第1回合同調整委員会(JCC)をオンラインで開催



電子商取引(EC)市場における競争環境をテーマとした公開セミナー

7月16日、ハノイにて、JICAは、技術協力 「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロ ジェクト」(2019年10月~2021年11月)\*の第 1回合同調整委員会(Joint Coordinating Committee: JCC)をベトナム競争消費者庁 (VCCA) 及び公正取引委員会事務総局の参加のもと、開催しました。

本プロジェクトでは、2019 年 11 月より公正取引委員会から長期専門家を派遣し、同年7月に改正された改正競争法に基づく VCCA の審査態勢の向上や啓発活動に関する協力を実施してきました。これまで、市場調査実務や液化天然ガス(LNG)、金融、医薬品、小売等の産業別の競争法運用に関する計5回の内部研修セミナーを開催しました。また年初には、電子商取引(EC)市場における競争環境をテーマとした公開セミナーを開催する等、改正競争法の実効的な運用に向けて目覚ましい取り組みを行っています。

今回の第1回JCCにおいては、昨年11月の本プロジェクト開始から2020年6月までの活動実績等についてVCCAから説明がなされたほか、これまでの活動状況、新型コロナウイルスの影響を踏まえた、今後の活動予定等について議論が行われました。新型コロナウイルス感染防止対策として、東京のJICA本部とハノイのJICAベトナム事務所をTV会議システムで繋いで実施するという新たな試みでしたが、東京の公正取引委員会職員とより深い意見交換を行う機会となりました。また、今後

の活動でも同職員によるオンライン講義を実施していく等、より柔軟性をもった活動の在り方について意見交換がなされました。VCCAトゥアン副長官からも、コロナ禍という困難な状況にもかかわらず、本プロジェクトが計画通り順調に進捗していると高い評価を受けました。

\* https://www.jica.go.jp/project/vietnam/055/index.html





ガバナンス強化

#### 約3年ぶりの円借款貸付契約調印

### <sub>円借款</sub>「海上保安能力強化事業」貸付契約の調印

7月28日、JICAは、ベトナム社会主義共和国政府との間で、「海上保安能力強化事業」\*'を対象として366億2,600万円を限度とする円借款貸付契約(Loan Agreement: L/A) に調印しました。本円借款貸付契約は、2017年6月6日、フック首相の日本訪問時に行われた、「海上保安能力強化計画」の交換公文(Exchange of Notes: E/N)\*に基づくものであり、ベトナムにおいては2017年8月以後、約3年ぶりの円借款貸付契約調印となります。

南シナ海は自然災害の影響等により海難事故のリスクが高く、また、人や物の移動の活発化に伴い、海上犯罪のリスクも近年増加しており、密輸、密漁、テロ等の脅威に対処するための取り締まり強化が重要な課題となっています。本事業は、南北に長い海岸線を有するベトナムに対して、同国の海上警察が巡視船6隻を調達するための資金協力を行うことにより、海難救助や海上法執行等を迅速かつ適切に実施する能力の向上を図り、同国の海上安全の確保と航行の自由を向上させるものです。SDGs(持続可能

な開発目標) ゴール 14 及び 16 に貢献するとともに、 自由で開かれたインド太平洋の実現に貢献します。

なお、本事業に対する円借款には本邦技術活用条件 (STEP) \*<sup>3</sup>が適用され、日本の造船技術が活用される予定です。

\*1: https://www.jica.go.jp/press/2020/20200730\_31.html

\*2:(1)2017年6月6日、交換公文の実施

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\_004696.html (2) 政策評価法に基づく事前評価書

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page23\_001

\*3: Special Terms for Economic Partnership の略。わが国の優れた技術やノウハウを活用した途上国への技術移転を通じて、わが国の「顔の見える援助」を促進するために創設された円借款の供与条件。主契約は日本タイド、下請けは一般アンタイド。なお、主契約者は、本邦企業、海外に存する本邦企業の子会社、本邦企業と借入国との共同企業体(JV。本邦企業がリードパートナー)のいずれかであることが必要。また、一定の条件下において、本邦企業と本邦企業の持分法適用会社との JV(本邦企業がリードパートナー)も主契約者となることが可能。

## Voice of Volunteer OB・OG 便り

JICA ベトナム事務所ホーチミン出張所 田島 久 (平成11年2次隊・デザイン ホーチミン市文化芸術学校)



美術学部の先生たちと

1999 年 12 月、私は平成 11 年 2 次隊・デザイン隊員としてホーチミン市文化芸術学校の美術学科の教員として赴任しました。当時は PC を用いた平面デザインが普及し始めた頃であり、その技術指導が求められていました。私自身は教員経験がない上に、現地語で指導を行うことになるため相応の努力と工夫が必要とされましたが、それがどれほど困難なことなのか、当時は無知ゆえに十分に理解していませんでした。最初のショックは駒ヶ根訓練所にて3か月

のベトナム語を学習し十分だと思っていたものの、 実際に現地で話してもまるで相手に伝わらないこと でした。またそのような状況下、配属先の学校に着 任してから2週間後にいきなりクラスで授業を行う ことになったこともショックでした。半年程度の準 備期間があった後に、授業対応するのだろうという 甘い想定は見事に打ち砕かれました。それから必死 に打開策を考えることになります。授業対応につい ては、口頭での説明は無理であったため、文字と絵 でプリントを作成し対応しました。最初の授業が始 まる際に自分はベトナム語で説明してみましたが、 裏にいた管理人がクスクスと笑う声が聞こえる有様 でしたので、学生にプリントを見ながら演習をして もらうという策は功を奏し、その場を凌ぐことがで きました。それからは日々教案を考え、プリントを 作成し、コピー屋で刷り、そして授業を行うことで 精一杯でした。



生徒たち

このような日々が過ぎ、いつの間に学校が夏休みとなりました。気が緩んだのか、夜に寝たはずが次の日の夕方に目が覚め、驚いたことがあります。相当な疲れを溜め込んでいたのだと気づきました。思えば、相手の言っていることがわからないため集中して理解しようとする努力(でも結局わからない)、状況の打開策を考える努力、そしてそれを実行する努力。今だからこそ努力と言えますが、当時は単に必死になっていただけでした。

よくよく考えると随分と厳しい挑戦であったと思 いますが、なんとか2年の任期を終了することがで きました。振り返ると様々な要因がこの時の自分を 推し進めてくれたと思い、以下に記します。1)若 さゆえ無知ではありましたが、その分、柔軟さがあ りました。自分の勝手な常識で物事を判断しない柔 軟さは自分を前に進めました。そして、2)わけの わからない外国人にクラスを任せてくれた学科長が いたこと。早期に修羅場経験を与えて頂いたことは 結果的に自身の成長に繋がりました。学科長の立場 を考えると彼にとっても自分に任せることはリスク であったはずです。Hoang 学科長に感謝をしていま す。3) 寛容なベトナム人学生がいたこと。学生た ちは言葉のできない自分に対して温かく友好的に接 してくれました。彼らも学費を払って勉強しに来て おり、そこにヘンな外国人が教えるということで戸 惑ったと思います。自分を受け入れてくれた彼らに 心から感謝をしています。

この2年間を通じ、自分は「新しい自分」を発見した気分でした。それは決して事前に準備されたレールがなくとも、何もない状況から自ら考え、実行できたという達成感からかもしれません。システマチックな現代日本ではなかなか経験することのできない貴重な経験だったと思います。これもすべては寛容で心優しいベトナムの方々がいたからこそだと思います。



活動中の筆者

JICAベトナム事務所では、本月報を通じて皆様との情報共有を目指しています。ご意見、ご要望は、 vt\_oso\_rep@jica.go.jpまでお送り下さい。

Website <u>https://www.jica.go.jp/vietnam/index.html (日・越・英)</u>

Facebook https://www.facebook.com/jicavietnam (越)

発行: JICAベトナム事務所 広報班